

垂井町ホテルの誘致に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、促進地域にホテルを新設する事業者に対し補助金を交付することにより、町民及び本町を訪れる者の宿泊施設並びに会議施設等の誘致を図り、もってにぎわいの創出及び都市機能の充実による経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 促進地域 本町に属する区域のうち、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域をいう。
- （2） ホテル 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（洋式の構造及び設備を主とする施設を設けるものに限り、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。）の用に供する施設をいう。
- （3） 事業者 促進地域においてホテル営業を営み、又は営もうとする法人又は個人（第三者に営ませ、又は営ませようとする法人又は個人を含む。）で、垂井町暴力団排除条例（平成24年垂井町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないものをいう。
- （4） 営業開始 ホテルを設置して、その設置目的の営業を開始することをいう。
- （5） 新設 新たに客室の数が100室以上のホテルを設置することをいう。
- （6） 特定固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産であって、ホテルの新設のために事業者が新た

に取得した町内の土地、家屋及び償却資産をいう。

(7) 会議施設等 会議、宴会、催物等に使用することのできる会議室、宴会場、催場等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 床面積が300平方メートル以上であること。

イ ホテルにある調理室、配膳室等から飲食物を提供することができること。

(補助金交付対象者)

第3条 この条例による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（次条において「対象者」という。）は、町内にホテルを新設しようとする事業者とする。

(対象者の指定)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより町長に申請し、対象者の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第1条に定める目的の達成に寄与するものであると認めた場合においては、指定を行うものとする。

3 町長は、前項の規定により指定をするときは、当該新設しようとするホテルに関して、条件を付することができる。

4 町長は、指定を受けようとする事業者が暴力団員等に該当すると認められるときは、第2項の規定による指定をしてはならない。

(申請事項の変更)

第5条 前条第2項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、同条第1項の規定による申請事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、変更の承認について準用する。

(補助金の種類及び額等)

第6条 町長は、指定事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する

ことができるものとし、その種類、交付の対象、交付額及び交付の期間は、次の各号に掲げる補助金の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 借地料補助金 次に掲げるとおりとする。

ア 交付の対象 指定事業者がホテルの敷地として土地を賃借し、その土地に対して負担した1年度の借地料（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

イ 交付額 100分の50に相当する額とし、500万円を限度とする。

ウ 交付の期間 営業開始後初めて借地料を負担した年度から5年間とする。

(2) 固定資産税補助金 次に掲げるとおりとする。

ア 交付の対象 指定事業者が所有する特定固定資産とする。

イ 交付額 賦課され、納付された固定資産税額に相当する額とする。

ウ 交付の期間 営業開始後初めて固定資産税を賦課され、納付された年度から5年間とする。

(3) 会議施設等設置補助金 次に掲げるとおりとする。

ア 交付の対象 指定事業者が会議施設等を設置するホテルの新設に要した建築に係る費用（町長が認める費用に限る。）とし、ホテルの新設につき1回限りとする。

イ 交付額 100分の10に相当する額とし、3,000万円を限度とする。

ウ 交付の期間 営業開始の日からその日の属する年度の末日までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 指定事業者は、規則で定めるところにより、町長に補助金の交付の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合においては、補助金の交付を行うものとする。

（指定事業者の責務）

第8条 指定事業者は、ホテルにおいて従業者を雇用しようとするときは、町

内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、経済の活性化及び災害対策に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

3 指定事業者は、ホテルの新設及び営業に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、旅館業法その他関係法令を遵守しなければならない。
（実績報告等）

第9条 指定事業者は、当該ホテルの建築工事に着手し、及び営業を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に報告しなければならない。

2 指定事業者は、当該ホテルに係る固定資産税を完納したとき又は借地料を支払ったときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に報告しなければならない。

（地位の承継）

第10条 指定事業者は、ホテルの合併、譲渡、相続、廃業その他の理由により、当該ホテルの営業を開始した日から10年を経過する日までにおいて、当該ホテルを他人に承継する必要があるときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出が適正であると認めるときは、当該地位の承継を受けた者（以下「承継者」という。）を指定事業者とみなして引き続き補助金の交付の対象者とすることができる。この場合において、承継者に対する補助金の交付の期間は、第6条各号に規定する期間から承継前の指定事業者が既に補助金の交付を受けた期間を控除した期間とする。

（廃業等）

第11条 指定事業者は、ホテルを休業し、又は廃業したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

（報告の徴収等）

第12条 町長は、指定又は補助金の交付に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、事業者に対して報告を求め、又はその事務所若しくはその他関係のある場所に立ち入り、関係書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 町長は、前項の規定による報告、検査等により是正の必要があると認めるときは、指定事業者に対し必要な措置をとるよう指示することができる。

(指定の取消し等)

第13条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) ホテルにおいて営業を開始した日から起算して10年を経過する日までの間に次に掲げる場合のいずれかに該当したとき。

ア ホテルにおける営業の全部又は一部を停止し、又は廃止した場合

イ ホテルの客室が、100室未満となった場合

ウ 会議施設等設置補助金に係る会議施設等が第2条第7号に規定する要件を満たさないこととなった場合

(2) 第4条第3項の規定により付された指定の条件に違反したとき。

(3) 第6条各号のいずれの補助金も交付される見込みがなくなったとき。

(4) 町税を滞納したとき。

(5) 偽りその他不正な手段により指定を受け、又は補助金の交付の決定を受けたとき。

(6) 暴力団員等に該当すると認められたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が指定又は補助金の交付を行うことが著しく不適当であると認めるとき。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。